

那覇市では、地域の歴史と深く関わる伝統芸能文化の継承発展に取り組む文化団体等について、予算の範囲内で補助金を交付します。

那覇市伝統芸能文化の継承発展補助事業募集のお知らせ

【お問い合わせ先】 那覇市 市民文化部 文化振興課

電 話 098(861)7810

F A X 098(861)7870

Eメール C-BUNKA001@city.naha.lg.jp

募集期間：令和7年4月18日(金)～5月23日(金)【必着】

令和7年度那覇市伝統芸能文化の継承発展補助金募集要項

1 補助金の目的

那覇市伝統芸能文化の継承発展補助金は、地域や本市の歴史と深く関わりがあり那覇市文化財の指定に関する基準第5条第2項に該当する、またはそれに類する民俗芸能の保存、伝承、普及、後継者育成などに関わる事業に対し支援することを目的に予算の範囲内で補助金を交付します。

2 対象団体

補助の対象となる団体は、地域や本市の歴史と深く関わる伝統芸能の継承発展に取り組む文化団体などで、次の要件をすべて満たす団体とします。

なお、伝統芸能の継承発展に取り組む保護団体（保存会）などによって構成される実行委員会等も補助の対象団体とみなします。

- (1) 市内に活動の拠点があること。
- (2) 1年以上の活動実績を有すること。
- (3) 団体の規約又は会則等を有し、代表者及び所在地が明らかであること。
- (4) 会計経理が明確であること。

※以下の団体については、補助の対象になりません。

- ・営利を目的として活動している団体
- ・政治又は宗教活動を目的とする団体
- ・他の同様の事業補助金等の助成を受けている団体
- ・暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)、暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)関係者に該当するもの又は暴力団関係者と関係があるもの。

3 対象事業

補助の対象となる事業は、市指定無形民俗文化財に登録されている芸能をはじめ、これらの芸能と同様に本市の歴史と深く関わりのある文化事業で、地域に根付き、自治会等によって長年受け継がれる民俗芸能の復興、保存、伝承、普及、後継者育成などに関する事業とします。

(対象例：本市の地域の風俗、習慣、信仰に根ざして発祥した音楽、舞踊、演劇等の芸能を対象とします。)

4 事業の実施期間

交付決定日から令和8年2月28日まで

5 補助金額

補助金の額は、補助対象経費の5分の4以内とし、予算の範囲内で交付する。

6 対象経費

補助の対象となる経費は、以下の経費とします。

項目	内 訳
賃 金	会場整理等賃金、資料整理等謝金など
修 繕 費	大道具、小道具、衣装など
文 芸 費	演出料、上演料、舞台監督料、著作権料など
会 場 費	会場使用料、会場付帯設備使用料、賃料など
設 営 費	会場設営費、会場撤去費など
舞 台 費	大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、履物費、メイク費 舞台スタッフ費、照明費、音響費、舞台美術費など
運 搬 費	道具運搬費、楽器運搬費など
音 楽 費	作曲費、編曲費、作詞費、楽器借費など
備品購入費(※)	(本補助金対象事業以外への転用が見込まれるものを除く)
旅 費	交通費、宿泊費など
通 信 費	通信運搬費、郵送費など
宣 伝 費	広告宣伝費(新聞、雑誌等)、看板費など
印 刷 費	プログラム印刷費、台本印刷費、図録印刷費、入場券印刷費 チラシ印刷費、ポスター印刷費など
記 録 費	録画費、録音費、写真費など
報 償 費	講師等謝金、原稿執筆謝金、指導謝金、出演料など
消 耗 品 費	消耗品費など
委 託 費	業務委託費など
保 険 料	催事保険費など

(注) 次に掲げるものに該当する場合は、補助対象経費から除く。

- ・団体構成員に対して支払われる賃金、報償費等の経費
- ・食糧費(食費、茶菓子、飲料等)に該当する経費
- ・支出根拠が不明確、会計処理・使途が不適切な経費
- ・見積書、領収書がない等使途不明な経費
- ・実行委員会等の構成員及び構成団体又はその構成員に対する賃金、報償費の支払い、業務の発注は全て内部支出にあたり、補助の対象とはならない。

※当該備品の使用頻度に応じて、レンタル料と比較し最適な経費を計上してください。

7 応募受付

(1) 応募期間 令和7年4月18日(金)～令和7年5月23日(金)

(2) 提出先 〒900-0015 沖縄県那覇市久茂地3丁目26番27号

(那覇文化芸術劇場なはーと 管理事務所 1階)

那覇市市民文化部文化振興課

直接持参または郵送でお申し込みください。

※直接持参の場合は9時～19時までが受付可能時間ですが、

休館日(4月21日、5月7日、5月14日)は終日受付できません。

(3) 提出書類

- 那覇市伝統芸能文化の継承発展補助金交付申請書(第 1 号様式)
- 事業計画書(第 2 号様式)
- 団体調書(第 3 号様式)
- 団体の規約または会則
- 収支計画書(第 4 号様式)
- 今後 3 年間の活動予定表
- その他(見積書、これまでの活動実績の分かる写真、新聞記事等)

8 補助金の決定

審査に基づき、予算の範囲内で補助金を交付する団体と金額を決定します。交付が認められた団体については、後日、那覇市伝統芸能文化の継承発展補助金交付決定通知書(第 5 号様式)を送付します。

9 実績報告

事業の完了後は速やかに次の書類を提出してください。

- 那覇市伝統芸能文化の継承発展補助金実績報告書(第 11 号様式)
- 事業報告書(第 12 号様式)
- 収支決算書(第 13 号様式)
- 領収書の写し
- その他(チラシ等の印刷物、記録写真、新聞記事等)

10 その他注意事項

- (1) 補助金の額は予算の範囲内で決定されますので、申請額すべてを満たすとは限りません。
- (2) 収支決算書には、経費内訳を明記した領収書の写しの添付が必要となりますので、経費の支出にあたっては、必ず領収書を徴収し保管してください。
- (3) 補助事業を変更・中止・廃止する場合又は団体の代表者や所在地等を変更する場合は、事前にご連絡ください。
- (4) 本補助金は沖縄振興特別推進交付金を活用しています。補助金交付後も交付金の適正な執行を確認するため、上記以外の書類の提出を求められることがありますので、あらかじめご了承ください。
- (5) 補助事業者は、同一事業について複数の補助金を受給することはできません。ただし、国、都道府県、区市町村の実施する他の補助金等と対象経費が明確に区分できるものについては、この限りではありません。
- (6) 事業計画書には収支計画書の補助対象経費に挙げた費用の用途や目的を明確に記載するようお願いいたします。